

相 談 事 例

ID：03-03-055

相談タイトル

賃貸住宅退去に伴う原状回復について

Q：ご相談内容

2年7ヶ月間居住した賃貸住宅からの退去に伴う不動産会社からの請求された原状回復内容について、支払うべき内容なのか聞きたい。①網戸破れによる張り替え（触ってもいないし故意に破ってもいない網戸）②洗濯排水あふれによるクロスカビ染み除去のための、クロスクリーニング一面費用（うち5割負担）

A：回答

国土交通省で発している「原状回復をめぐるガイドライン」から判断しますと、①について網戸が破れていない場合の網戸張り替えは家主負担としています。網が破れている場合は、故意でなければ経年劣化と考えられますので、経年劣化を主張し交渉されることをお勧めします。②についてはカビ染みは一部分とのことですので、一面単位でなく、㎡単位での負担を主張されてはと考える。